

# こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り 平成 29 年 2 月

## クロピラリドについて

### 堆肥を販売・譲渡・施用する際の注意点

輸入粗飼料に除草剤（クロピラリド）が残留していた場合、堆肥にもクロピラリドが含まれ、作物に生育障害を起こす危険性があります。

現在もこうしたクロピラリドの被害が散発していますので、今一度注意して頂きますようお願いいたします。

**飼料にクロピラリドが残留していないか、販売業者に確認しましょう**

**堆肥にクロピラリドが含まれる可能性がある場合は、  
販売・譲渡する相手に必ず伝えましょう**

## クロピラリド

- ・ 国内では登録されていませんが、米国、カナダ、オーストラリア等では、牧草、麦類、トウモロコシ等に使用されています
- ・ 分解されにくく、堆肥中の濃度は低下しにくい特徴があります
- ・ 家畜や人に健康被害をもたらすことはありません



\* 農水省発行のパンフレットも添付しますので併せてご覧ください \*

家畜保健衛生所 業務第一課

〒639-1123 大和郡山市筒井町 600-3

TEL 0743-59-1700 / FAX 0743-59-1740